

埼玉県立文書館の立地と利用者層の相関性について

田口 志織

はじめに

(1) 課題

埼玉県立文書館（以下、文書館と記載）に勤務以前、あることに気づいた。それは、閲覧室にいると県職員の利用をたびたび見かけたことである。人事異動により同館に配属されてからは、多くの県職員利用に対応してきた。「公文書館」、「文書館」等と名がつく施設において、来館した曜日であろうが、自治体職員の利用を目にしたのは埼玉県立文書館が初めてで、今や日常となった光景に、新鮮な驚きを感じたことを覚えている。特に平日は、業務中に入る電話の多くが県職員からの利用予約で、当館の需要の高さを日々感じている。

そうしたなか、ある疑問も浮かんだ。なぜ県職利用を目にすることが多いのだろうか。考えられる要因は様々あろう。一つには文書館における行政文書の収蔵の在り方であろう。これについては太田富康(2022年)、藤川奈美子(2025年)等に詳しく⁽¹⁾、当館が収蔵する行政文書の多くは、知事部局及び企業局等から管理委任、教育局等から引継ぎを受けた文書である。行政文書には種類があり、第1種文書(11年以上保存)には国重文の「埼玉県行政文書」が含まれる。第2種～第5種は有期限で歴史的に重要と認められるものを評価選別のうえ、移管・引継ぎを受け、適宜主務課と公開可否の利用協議を行い、公開促進をしている。そのような状況でもあるため、県職員が過去の行政文書を求めて当館を利用している。

だが、理由の一つには文書館の立地が関係するのではないかと仮説を立てた。利用者にとって場所は重要で、必要があっても遠隔地

や交通不便地域であれば赴くにも心理的な億劫さはぬぐえないであろう。まるで夏休みの自由研究のような分析であるが、どのようなことが分かるか検討してみたい。

(2) 分析手段

分析対象は各館が刊行している事業報告書である。これらは『年報』、『要覧』、『館報』、『概要』などといった名称で刊行されている。館によって様式はまちまちであるが、一部館では閲覧者数や公開資料点数等を公開しており、なかにはその内訳までも詳細に公表している。それらを素材とし、各館の立地及び利用者層との関係を明らかにし、当館と比較検討する。

(3) 埼玉県立文書館の立地について

当館は、県庁所在地であるさいたま市浦和区に所在する。浦和駅西口から徒歩15分、中浦和駅から徒歩18分ほどの場所に位置する。これら駅は首都圏の主要路線が接続しており、電車でのアクセスが良好である。また周辺には埼玉県庁、さいたま地方裁判所、さいたま市役所などといった官公庁が点在し、それらにアクセスするための路線バスも存在する。当館と埼玉県庁は国道17号を挟んで向かい同士に存在する。課の場所によっては徒歩で10分もかからない。県職員にとっては、必要に応じて手軽に利用できる場所に位置しているといえよう。

1. 『要覧』からみる埼玉県立文書館

(1) 調査概要

文書館では年に1回『要覧』を刊行し、館

の概要や沿革、事業計画を公開している。開館翌年の昭和 59 年（1984）に第 1 号（昭和 58 年度）が刊行され、最新刊は第 43 号（令和 7 年度）である。なお、第 32 号（平成 26 年度）からは完全電子化されている。これら要覧のバックナンバーは当館や国会図書館、埼玉県立図書館等で閲覧可能であるが、第 27 号（平成 21 年度）以降は文書館ホームページで公開をしている⁽²⁾。

（2）時代背景

はじめに簡単ではあるが、分析対象とした『要覧』全 56 年度分の時代背景をみていきたい。なお詳細については、『文書館紀要』第 13 号、第 14 号、第 35 号に掲載されている、「文書館の 30 年」が詳しく、参照されたい⁽³⁾。

当館は昭和 44 年（1969）に当時浦和市にあった県立図書館の内部組織として設けられ、その後、昭和 50 年（1975）に埼玉県立文書館条例及び管理規則が施行され、教育委員会が所管する独立機関となる。

昭和 58 年（1983）、現在地に移る。新館となった翌 59 年には、全国歴史資料保存活用連絡協議会第 10 回全国大会を開催した。平成 29 年（2017）から平成 31 年 3 月まで改修工事を行い、翌 4 月に再開館した。この間は当館隣の KS ビル内に仮事務所を置き、暫定開館を行った。

令和 2 年（2020）から令和 3 年は、新型コロナウイルス感染拡大のため、約半年間の臨時休館が 2 回あった。

収蔵資料に目を向けると、平成 21 年（2009）には「埼玉県行政文書」が国重文に指定される。行政文書は 249,166 点である。内訳は第 1 種文書が 193,445 点、第 2～5 種文書 52,612 点、マイクロフィルム 886 巻、公印 2,223 巻である。

（3）分析

次にこの間の文書館の閲覧利用者数をみていく。文書館は 2 階に文書閲覧室、4 階に地

図閲覧室と 2 つの閲覧室があり、2 階では行政文書、古文書、図書等を、4 階では航空写真や河川台帳、地図関連図書等と、請求資料の種類によって閲覧室を分けて案内しており、利用者数についてはどちらの部屋を利用したかによってカウントを行っている。『要覧』ではこれらを、文書閲覧室、地図閲覧室での数に分け、それぞれ一般・学生、県職員を分けた利用者数、各部屋の小計、各部屋の小計を合算した合計が記され、各号には直近 5 年度分の数字が公表されている。なお数字が多くなるため、ここでの一般利用者は、一般利用と学生の合計数とした。最新の数字は令和 6 年度のもので、一般利用者 1,089 人、県職員は 973 人で、全体割合では 47%である。

『要覧』の数字をもとに、利用者数の推移を表したものが表 1 である。

表 1 を見ると、一般利用者が県職員より多いことが分かる。また、形としては波型に推移している。最も多い年度は、一般利用は昭和 57 年度の 3,577 人で、県職員利用は昭和 61 年度の 1,671 人である。平成 29・30 年度は、県職員の方が一般利用者よりも多くなっており、当館が改修工事のため臨時休館していたことが背景にある。

表 2 は表 1 のうち、県職員利用のみを抽出したものである。波型に推移しているのが見て取れる。数年に一度の頻度で利用者数が増え、昭和 44 年度から昭和 57 年度までは概ね右肩上がりである。その後、昭和 61 年をピークに山型の形になり、その後波型に推移する。特に平成 27・28 年度に再びピークがあり、その年度以降、減少するも、令和 4 年度以降からは回復傾向がみられる。

年度を通じ、全利用者に占める県職員利用の割合は平均 29.8%であり、令和にはいつてからは平均 43.4%である。一般利用者数が減少傾向というのものもあるが、県職員利用がわずかながら増加している。ここから、冒頭でふれた「県職員をよく見かけた」という印象が数字から裏付けられた。

2. 他館の状況

ここまで当館の県職員利用を見てきた。当館が他館と比べ、どのような利用状況であるかをみていく。国立公文書館 HP 内の関連リンクに記載のある、都道府県立の公文書館について検討する⁽⁴⁾。近年、基礎自治体が設置主体の公文書館も増えているが、ここでは当館と同じ、都道府県が設置者の公文書館かつ、事業報告のうち、県職員利用数を公表している館を対象とし、立地、所管、県庁との距離を主として見ていく。

なお以下でふれる事業報告の数値は最新のものを利用する。また、収蔵資料については県職員利用が多いと考えられる行政文書、行政刊行物、公報等の数値を拾い、古文書等にはふれない。

(1) 秋田県公文書館⁽⁵⁾ (秋田県秋田市)

秋田県公文書館は、知事部局が所管する。県庁からの距離は約 850m で、徒歩 12 分程である。同館の開館は平成 5 年(1993)だが、文書館の設置構想は昭和 45 年度から始まっている。収蔵資料について、公文書、行政資料の合計保存数量は、令和 6 年度末で 103,489 点である。

同館は利用状況を月別で公開している。令和 6 年は公文書館利用者数は 7,405 人、閲覧室の利用者数は 2,159 人、県職員利用者数は 72 人である。閲覧室の利用者数には、公文書利用・古文書利用・両方の利用に加え、その他利用者も含まれる。

(2) 新潟県立文書館⁽⁶⁾ (新潟県新潟市)

新潟県立文書館は昭和 49 年構想開始、開館は平成 4 年である。新潟県教育庁が所管する。県庁所在地に位置し、県庁からの距離は約 4km で、車で 13 分、公共交通機関では 40 分から 55 分、徒歩だと約 55 分かかる。

収蔵資料に関し移管された特定歴史公文書は 22,005 冊である。この特定歴史公文書は、「県の職員が職務上作成し、又は取得した歴史資料として重要な文書のうち知事(法務文

書課)に移管された文書のこと」であるという。

利用者数について、令和 6 年度は一般・学生生徒・教員教官・市町村史の合計が 424 人、県職員等は 19 人である。

(3) 富山県公文書館⁽⁷⁾ (富山県富山市)

富山県公文書館は昭和 62 年に開館し、知事部局経営管理部が所管する。収蔵資料について、現用文書の保存状況は、18,229 である。立地は富山駅からバスを利用し、徒歩 3 分～10 分のところにある。県庁からの距離は約 4.3km で、新潟県と同距離程度離れている。

令和 6 年度の入館者は 3,713 人、県職員利用者数は 269 人である。

(4) 愛知県公文書館⁽⁸⁾ (愛知県名古屋市)

愛知県公文書館は、知事部局総務局総務部法務文書課が所管する。昭和 54 年(1979)に「公文書保存について」及び「公文書保存体制確立について」の請願があり、同年県議会でこれら請願が全会一致で採択され、昭和 61 年(1986)に開館した。

同館は名古屋城駅から徒歩 5 分の場所の愛知県自治センター内にあり、付近には愛知県庁、名古屋市役所が所在する。

令和 6 年度松の公文書と刊行物等の所蔵点数の合計は 184,437 点である。

利用状況については、令和 6 年度の一般利用は 3,010 人、行政利用は 387 人である。

(5) 滋賀県立公文書館⁽⁹⁾ (滋賀県大津市)

滋賀県立公文書館は、大津駅から徒歩 5 分、滋賀県庁からは徒歩 2 分のところにある。昭和 62 年(1987)に公文書センターとして始まり、令和 2 年(2020)に開館した。収蔵資料について、特定歴史公文書は 30,400 冊、行政文書は 708 点である。

利用状況については、利用請求件数は 113 件、移管元実施機関による利用請求は 72 件と記されている。単純に読み替えることは難しいが、おそらく前者は一般利用、後者は県職員利用であると推測する。

（６）兵庫県公館県政資料館（歴史資料館部門）⁽¹⁰⁾（兵庫県神戸市）

兵庫県公館県政資料館は明治 35 年(1902)に建設された元兵庫県庁で、国の登録有形文化財である、兵庫県公館の中にある。所管は総務部法務文書課の所管である。令和 7 年の改修工事に伴い、歴史資料部門は兵庫県職員会館 1 階(県民情報センター内)に移転、令和 8 年 2 月現在は歴史資料館部門として運営している。

移転前の兵庫県公館は、市営地下鉄県庁前駅から徒歩 3 分で、兵庫県庁からは徒歩 2 分ほどである。また移転先の兵庫県職員会館は兵庫県庁の敷地内にある。

収蔵資料は、歴史的公文書・公報等の合計で 34,820 冊、電子文書(文書管理システムで管理される県庁文書)76 件である。

利用状況については令和 4 年度は一般 31 人、県職員 79 人である。平成 29 年から令和 4 年までの数値をみると、令和 3 年を除き、県職員利用の方が多い。しかしながら令和 3 年も全体閲覧者に対する県職員利用は 42% である。

（７）鳥取県立公文書館⁽¹¹⁾（鳥取県鳥取市）

鳥取県立公文書館は、昭和 55 年に構想、平成 2 年開館で、知事部局の総務部の所管である。鳥取駅からは徒歩 20 分、最寄りバス停から徒歩 1 分で、鳥取県庁からは徒歩 3 分ほどである。

収蔵資料について、特定歴史公文書等は令和 6 年度まで 58,716 冊が引き継がれ、マイクロフィルムに残された公文書は 735,652 コマ、刊行物等の行政資料は 63,009 冊ある。

利用状況は、一般来館者数は 4,468 人、県職員利用者数は 247 人である。

（８）山口県文書館⁽¹²⁾（山口県山口市）

山口県文書館は、昭和 34 年(1959)日本で初めて公立文書館として発足した施設である。所管は山口県教育委員会である。

昭和 27 年(1952)に萩藩毛利家から「毛利家文庫」の寄託を受けたこと、昭和 12 年(1937)に設けられ、終戦時に閉鎖となった県史編纂所が収集した史料の保存が要望されたこと等が、開設の背景である。

立地については山口駅からは徒歩 20 分、最寄りのバス停からは最大で徒歩 10 分である。山口県庁との距離は約 850m で、徒歩では 10 分ほどだ。

収蔵資料については、行政資料と特定歴史公文書合わせて、251,233 点である。

利用者数は、教員(大学、小・中・高校、その他)、学生(大学院、大学・その他)、公務員(国、都道府県、市町村)、博物館・研究機関、報道・出版、その他一般の項目があり、さらに県内、県外の別を公表している。今回は県職員の利用状況を見たいため、ここでは教員、学生、博物館・研究機関以下を一般とする。また、公務員も県内・県外に分かれるが、県外に出向する山口県職員も含まれるのではないかと推測するため、合計値を用いる。それらを踏まえ、一般利用者数は 784 人、都道府県職員は 29 人である。

（９）大分県公文書館⁽¹³⁾（大分県大分市）

大分県公文書館は、平成元年(1989)に「豊の国文化創造県民会議」が公文書館の必要性を提言し、翌 2 年に「新県立図書館基本構想」のなかで検討され、平成 7 年(1995)に開館した。現在の所管は知事部局総務部県政情報課である。

立地は県立図書館、県立先哲史料館と同一敷地内で、大分駅からは徒歩 25 分と離れるが、施設付近にバス停がある。県庁からは 2.5km あり、徒歩だと 37 分、自動車では 7 分ほどである。

収蔵資料について、令和 6 年度までの県公文書は 60,802 件、うち電子簿冊は 4,507 件、その他公文書が 8,503 件、行政資料が 36,935 件である。

利用者数について、一般利用者は 392 人、県職員は 112 人である。閲覧申請資料につい

ては公文書、行政資料が多い。

以上、9 か所の事例を見てきた。公文書館の所管や、行政文書の収蔵資料状況、立地など条件は様々であったが、滋賀県公文書館や兵庫県公館県政資料館（歴史資料館部門）は行政利用が多いことが分かる。行政文書の収蔵状況にも左右されようが、県庁からの近さも要因にあると推測できる。

最新の数字のみでの判断になるが、県庁から徒歩 10 分未満に立地する館は全体に占める県職員利用が約 3 割、10 分以上する館はその割合が 1 割かそれを下回る。

もちろん、この数字は行政文書の電子化や、現用文書として担当課が保管しているということもあろう。しかし、多忙な職務の間に少し席を外し、すぐに膨大な過去の情報にアクセスできるという、文書館の立地は重要であろう。

おわりに

簡単ではあるが、当館における県職員の利用を分析し、また他館の事例を列挙した。開館以来、県職員利用は波があるものの、平均 3 割程度の継続的な利用があり、近年はそれが 4 割になっていることが分かった。他館の事例を通じ、徒歩 10 分圏内の文書館では県職利用が約 3 割、それ以上かかる館よりも県職利用が多いことが分かった。当館もこの 3 割の数字に近しく、立地というものが県職員の利用を左右することが伺えた。

ここでは数値分析にとどまってしまったが、県職員利用が増加した年度に埼玉県政に何があったのかについてはふれることができなかったため、今後の課題としたい。

文書管理システムの導入により、ポーンデジタルの行政文書が近年は主流となっている。デジタル化により過去の記録へのアクセスは簡便化しているが、一方で過去の膨大な紙資料の存在も無視できない。必要と感じた際に問い合わせ、情報にたどり着くことができることが重要であろう。その媒介になるのが文

書館職員である。職員は、日々業務のなかで、多数のレファレンスを受け、行政組織の変遷や、各課のおおよその業務、それらが保管されている文書の場所など、多くの蓄積を持っている。またなかには、公文書関係の研修を受講し、准認証アーキビストの資格を持つ行政職員もいる。そのような職員と、県庁から徒歩 5 分圏内という立地をもって、県職員の日々の業務を支えているといえよう。当館と県庁は一心同体であるべきと考える。

註

- (1) 太田富康「文書館の 30 年 part3 その後の 20 年/2000～2019」（『文書館紀要』第 35 号、埼玉県立文書館、2022 年）。藤川美奈子「埼玉県の歴史公文書における制度的課題—保存と利用の継続に向けて—」（『文書館紀要』第 38 号、埼玉県立文書館、2025 年）。
- (2) 埼玉県立文書館 HP 『要覧』
(<https://monjo.spec.ed.jp/%E5%88%8A%E8%A1%8C%E7%89%A9/%E5%9F%BC%E7%8E%89%E7%9C%8C%E5%8B%2E6%96%99%E5%8F%A2%E6%9B%B8/%E8%A6%81%E8%A6%A7>)
- (3) 「特集・文書館 30 年 part1 県立図書館文書課及び文書部の時代」（『文書館紀要』第 13 号、埼玉県立文書館、2000 年）。「特集・文書館の 30 年 part2 独立、そして新館の時代」（『文書館紀要』第 14 号、埼玉県立文書館、2001 年）。前掲注 (1) 太田（2022 年）。また、当館 HP には開館 50 周年記念パネル展示「文書館のあゆみととりくみ」がデジタル展示として公開されている。
(<https://monjo.spec.ed.jp/%E6%96%87%E6%9B%B8%E9%A4%A8%E3%81%AE%E3%81%82%E3%82%86%E3%81%BF%E3%81%A8%E3%81%A8%E3%82%8A%E3%81%8F%E3%81%BF>)
- (4) 国立公文書館 HP 「関連リンク」
(https://www.archives.go.jp/links/#Sec_04)
- (5) 秋田県公文書館『令和 7 年度 事業年報』第 32 号、2025 年
(https://www.pref.akita.lg.jp/uploads/public/archive_0000049382_00/%E4%BB%A4%E5%92%8C7%E5%B9%B4%E5%BA%A6%E4%BA%8B%E6%A5%AD%E5%B9%B4%E5%A0%B1%EF%BC%88%E7%AC%AC32%E5%8F%B7%EF%BC%89.pdf)
- (6) 新潟県立文書館『新潟県立文書館年報』第 33 号、2027 年
(<https://www.pref-lib.niigata.niigata.jp/wysiwyg/file/download/140/3980>)

- (7) 富山県公文書館『富山県公文書館年報』第 38 号（令和 6 年度）、2025 年
(<https://www.pref.toyama.jp/documents/13519/nenpou38.pdf>)。
- (8) 愛知県公文書館『愛知県公文書館年報』第 39 号、2025 年
(<https://kobunshokan.pref.aichi.jp/upload/pubreports/80165172968745c3b9cf58.pdf>)。
- (9) 滋賀県立公文書館『令和 6 年度事業年報』、2025 年
(<https://archives.pref.shiga.lg.jp/images/publication/nenpou-R6.pdf>)。
- (10) 兵庫県公館県政資料館（歴史部門）「兵庫県公館県政資料館（歴史部門）運営状況」、2023 年
(https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk32/document/s/r5_rekishi_unei.pdf)。
- (11) 鳥取県立公文書館『鳥取県立公文書館報』第 35 号、2025 年
(<https://www.pref.tottori.lg.jp/secure/1396722/kanpouR7.pdf>)。
- (12) 山口県立文書館『令和 6 年度(2024 年) 年報』、2025 年
(<https://archives.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/wp-content/uploads/2025/12/R06nenpo.pdf>)。
- (13) 大分県公文書館『令和 6 年度 事業年報』、2026 年
(<https://www.pref.oita.jp/uploaded/attachment/2243703.pdf>)。

